税理士法人あおみ総合だより　№119

羅針盤

2022年５月、６月号

平治岳のミヤマキリシマ

爽やかな陽光の季節にもかかわらず、不安を感じる今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

物価が一斉に上昇し始めました。円安は対ドル130円になり、原油や穀物などの輸入品は更に高騰するでしょう。当初は新型コロナ感染拡大の影響で、一過性の需給ギャップが物価高を招き、感染終息とともにインフレも終息すると思いましたが、ロシアによるウクライナ侵攻で世界経済にもとんでもない悪影響を及ぼしています。

プーチン大統領の時代錯誤で被害妄想的思考が、核兵器保有数世界最大の軍事大国ロシアを暴走させ、ウクライナだけでなく他国にも重大な影響を与えました。ロシアを脅威と感じる国々で軍備拡大の流れが一気に起こり、世界的に見れば膨大な資金が軍事に費やされることになります。

人類は未来に起こるであろう脅威に対処すべく「脱炭素社会」や持続可能な開発目標「SDGs」に向けて莫大な投資やインフラ整備が必要な時に、最も不毛な出費の軍備に巨費を支出するのは耐え難いことです。世界の飢餓人口が８億人に達したというのに独裁政権は世界にどれほどダメージを与えるのか。

日本も国際協調による制裁はともかく、核シェアなどという暴論に惑わされず、非核三原則を堅持して外交による冷静な対応を願うばかりです。

資産の運用・活用　～不動産相続登記～

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

「所有者不明土地」とは・・・

※　所有者不明土地とは・・・
①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地
➡公共事業、復旧・復興事業、民間取引などの土地の利用を阻害

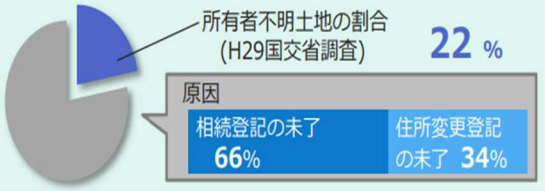

これまで

不動産の相続登記の申請は任意とされていました。また、地方を中心に、土地所有意識が希薄化し土地を利用したいというニーズも低くなっています。そういった背景から、所有者不明の土地が年々増加しています。

～法律のココが変わった～

□民法等の一部を改正する法律

□相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

所有者不明土地の**発生予防**と、既に発生している所有者不明土地の**利用の円滑化**の両面から総合的に民事基本法制を見直し。

1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し
●相続登記・住所変更登記の申請義務化
●相続登記・住所変更登記の手続の簡素化・合理化　など
発生予防

2 土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設
●相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設
発生予防

3 土地利用に関連する民法の規律の見直し
●所有権不明土地管理制度等の創設
●共有者が不明な場合の共有地の利用の円滑化
●長期間経過後の遺産分割の見直し　など
土地利用の円滑化

相続登記の申請の義務化　令和 6.4.1～

基本的義務

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から３年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

遺産分割が成立し時の追加的義務

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から３年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には　１０万円以下　の過料の適用対象となる

相続登記の申請の義務化に関する経過措置

施行日（R6. 4. 1）前に相続が発生していたケースについても、登記の申請義務は課せられます。
※施行日とそれぞれの要件を充足した日のいずれか遅い日から法定の期間（3 年間）がスタート。

<施行日前に相続が発生していたケース>

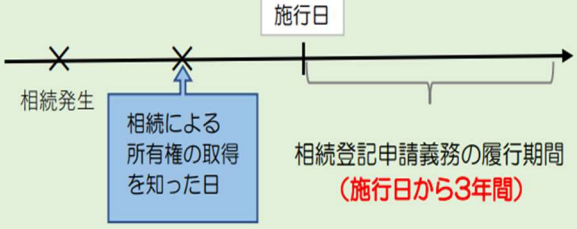

企業の経営実務　～育児介護休業法の改正～

少子高齢化対策の一環として、育児・介護休業法が見直されています。令和4年4月施行の法改正にともない、就業規則の見直しや長期的な人員計画など、企業には待ったなしの対応が迫られています。

育児休業を取得しやすい雇用環境整備

事業所の規模にかかわらず、事業主は以下の取り組みのうち、**少なくとも一つを実施**することが義務付けられました。

令和４年４月１日施行

① 育児休業等に関する研修の実施
② 育児休業等に関する相談窓口の設置
③ 自社の育児休業等取得事例の収集・提供
④ 自社の育児休業等制度と休業取得促進に関する方針の周知

妊娠・出産の申し出をした労働者への対応

本人や配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、以下の事項を個別に知らせることが義務付けられました。

令和４年４月１日施行

① 育児休業等に関する自社の制度の内容
② 育児休業等を取得する際の申し出先
③ 雇用保険制度の育児休業給付について
④ 育児休業中の社会保険料の取扱いについて

労働者の意向確認

本人や配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者の育児休業取得の意向を、以下の方法で確認することも義務化されました。

令和４年４月１日施行

① 面談（オンライン含む）
② 書面交付
③ ＦＡＸ
④ 電子メール等

（③・④：労働者が希望した場合のみ）

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

従来、出産した女性労働者に限られていた**出産直後の「産後休業」を、配偶者が出産した男性労働者も取得できる制度**が創設され、出産直後の妻と赤ちゃんの世話のために男性が休暇を取ることが可能になります。

令和４年10月１日施行

～　産後パパ育休の概要　～	
対象期間	子の出生後８週間以内に最大４週間
申出期限	原則として休業の２週間前まで
取得回数	分割して２回取得可能

これと合わせ、従来の育児休業も、分割取得が認められるなど柔軟な取得が可能となりました。

企業経営上の課題

今回の改正は、企業にとっては**人手不足の加速、他の労働者の負担増大など大きな経営リスク**となる可能性をはらんでいます。これを放置すると、若者世代の採用の抑制につながりかねず、企業の成長にとって大きなマイナスとなります。

対応策の例

☑「○○さんでなきゃできない仕事」の撲滅

・労働者の多能工（マルチスキル）化
→社員全員が多様な職務をこなせるよう、教育や実地経験の機会を増やす。

・業務の可視化、標準化
→無駄や重複などを洗い出し、業務を効率化。マニュアル化により未経験者でも業務を行える体制に！

☑ 助成金など公的資金の活用
男性の育児休業取得率向上を支援する助成金などを利用して、人材補充コストを軽減。

「ファミリーフレンドリー」であることが人材確保に必須の時代となりました。業務効率化の好機と捉え、前向きな取組で自社の未来を切り拓きましょう！

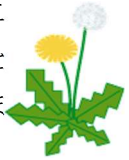

● 今月・来月の税務

5月

＊ 5 月 31 日納付期限

・ 所得税確定申告の延納税額の納付

・ 自動車税・軽自動車税の納付

6月

＊ 15 日頃

・ 所得税の予定納税額の通知
（納付期限は 8/1）

＊ 30 日納付期限

・ 個人の道府県民税・市町村民税の納付
（第 1 期分）

お願いします

今年度に入り、各市区町村や税務署から送付された書類は、R4年分の申告に必要となりますので、大切に保管してください。

➢ R4年固定資産（都市計画）税の課税明細書
➢ 国税還付金の振込通知書　など

● お知らせ

労働保険の年度更新

6/1 ～ 7/11 までの間に、労災保険料と雇用保険料をそれぞれの料率で計算し、保険料の精算・納付をお願いします。

対象期間：R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日
対 象 者：被保険者全員
●労災保険率・一般拠出金率
令和 3 年度から変更なし。
●雇用保険率
R4 年 4 月～R4 年 9 月と R4 年 10 月～R5 年 3 月で適用される保険料率が異なる。

算定基礎届の提出

毎月の社会保険料・年金・健康保険の給付等を計算するための基礎となる報酬額を標準報酬月額といいます。これは、原則として毎年 1 回「定時改定」で変更されることになっており、この手続きが「算定基礎届出」です。

提出期限

いずれも令和 4 年 7 月 11 日（月）が期限となります。忘れずにご提出ください。

あとがき

暑い日もあれば、少し肌寒い日もある今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？季節の変わり目では体調を崩しやすくなります、くれぐれもお気をつけください。

今年のＧＷは、３年ぶりにコロナ規制が緩和された大型連休でしたね。私も友人家族とＢＢＱをしたり、碧南の明石公園で遊ぶことができました。

コロナ対策はまだまだ行わないといけないですが、しっかり対策したうえで楽しいことができるようになり、子どもたちのたくさんの笑顔も見ることができてうれしかったです。

また、コロナ前は毎年会っていた友人たちと久々に会うことができ、子どもの成長やそれにともなう悩み、自分たちの成長？老い？などいろいろな話をゆっくりすることもできました。

おなかも心も満たされたいい連休になりました～！

発行
刈谷市高須町艮４４番地１　カーサヨサミ１Ｆ
ＴＥＬ　（０５６６）２５－０９３６
ＦＡＸ　（０５６６）２５－０９３７
http://aomi-zeirishi-ishikawa.com
税理士法人　あおみ総合